I - 1 0 報酬と人材確保

ひょうだい ほうしゅう じんざいかくほ きほんりねん【表題】報酬と人材確保の基本理念

けつろん 【**結論**】

せつめい 【説明】

しょうがいかんれんじぎょう げんじょう ほうしゅうせいど じんざいかくほ かだい しんこく 障害関連事業の現状として、報酬制度と人材確保の課題は深刻で、 じぎょうほうしゅう れつあく じんざい かくほ こんなん げんかい こ 事業報酬の劣悪さが人材の確保を困難にし、限界を超えている。 じぎょうしょ ささ ちゅうかく じんざい じんけんひ しょうきゅう まっき まっき ないが、事業種別、障害程度区分、利用定員、各種加算を組み合わせた げんざい ほうしゅうきじゅん べてららんしょくいん こよう いは され かくしゅかさん ないが、事業種別、障害程度区分、利用定員、各種加算を組み合わせた げんざい ほうしゅうきじゅん べてらんしょくいん こよう いださえ 難しくなり、けいえいてき ひへい せいしょくいん じょうきんこようりつ さ だり、雇用期間限定のりんじ けいやく ぱーとりつ おおはば ぞうか しえん しつ ていか じりんじ けいやく ぱーとりつ おおはば ぞうか しえん しつ でいか じりんじ けいやく ぱーとりつ おおはば ぞうか しえん しつ でいか じりん 臨時・契約・パート率が大幅に増加し、支援の質の低下が著しい。

しかしながら、真に障害者の基本的人権保障を担う人権感覚溢れ ひと しょうがいしゃ とも いんくるーしぶ しゃかい こうちく た人びとが障害者と共にインクルーシブな社会を構築するために、 かつりょく りょうしつ じんざい ようせい かくほ しょうがいふくし せいりつ ふかけっ 活力ある良質な人材の養成とその確保が障害福祉を成立させる不可欠 ずんていじょうけん な前提条件となる。

しょうがいふくし ほうしゅうすいじゅん しょうがいしゃ じんけん かちひょうか そんげん すいじゅん 障害福祉の報酬水準は障害者の人権の価値評価、尊厳の水準とれんどう しょうがいふくし じっせん じんざい こかっ みずか かぞく せいかつ 連動している。障害福祉を実践する人材が枯渇し自らや家族の生活のいじ あや じょうきょう くに しょうがいしゃ にんげん 維持さえ危ぶまれるような状況であればこの国が障害者の人間としてのきほんてきかち さげす いみ 基本的価値を蔑んでいることを意味する。

したがって、以下の事項を旨として、障害者の地域で自立した生活を営 きほんてきけんり ほしょう ひつよう さーびす かくほ てきせい む基本的権利を保障するために必要なサービスを確保するため、適正な じぎょう ほうしゅう ひつよう じんざい かくほ 事業の報酬と必要な人材を確保すべきである。 ひょうだい ほうしゅう きほんてきほうしん すいじゅん【表題】報酬における基本的方針と水準

けつろん 【**結 論**】

- ^{ほうしゅう} きほんてきほうしん いか か 報酬における基本的方針は、以下のとおりである。
 - しえん しつ ていか げんば いしゅく ほうしゅうしさく じっし・支援の質の低下、現場を委縮させない報酬施策を実施する。
 - ・わかりやすい報酬制度にする。
 - りょうしゃ ふりえき ・利用者に不利益をもたらさない。
- ほうしゅう すいじゅん さいさんせん れべる りょうりつ ていど せってい 報酬における水準は、採算線(レベル)を利用率80%程度で設定 じぎょうけいえい じゅうじしゃ あんしん ぎょうむ せんねんでき じぎょう ほうしゅう 事業経営し、従事者が安心して業務に専念出来る事業の報酬 ほうしゅう すいじゅん 水準とする。
- 〇 なお、常勤換算方式を廃止する。

せつめい 【説明】

そち けいやくせいど いこう ともな そちいたくひ まるな ひとり 措置から契約制度への移行に伴い、措置委託費の丸投げから、一人ひとり ようしえんしゃ こべつしえん しゃかいほしょうひ しはら しゅうせき ほうしゅう の要支援者への個別支援のための社会保障費の支払いの集積が報酬とな かたち てんかん はか ご しょうがいしゃじりつしえんほうしこう きゅうふる形への転換が図られた。その後、障害者自立支援法施行により給付 よくせいせいさく どうにゅう ほうしゅうきじゅん き さ しょうがいふくし しつ ていか 抑制政策が導入され、報酬基準が切り下げられ、障害福祉の質の低下 がもたらされた。それらの弊害を解消するために、一人ひとりへの支援を いしき しょうがいふくし きほんてき かた きほん しっ ていか げんば 意識した 障害福祉の基本的あり方を基本としながら、支援の質の低下、現場 いしゅく ほうしゅうしさく じっし かいかく ほうしん を委縮させない報酬施策が実施されることが、改革の方針である。

ことぎょうしゃ ふくざつ しすてむ ふけいざいきわ りょうしゃ 事業者にとっても複雑なシステムは不経済極まる。利用者にとっても、 っぱんこくみん - 般 国 民にとっても、わかりやすい簡 潔な制度にしなければならない。 いっぱんこくみん りょうしゃふたん ちいきかんかくさとう りょうしゃ ふごうり ふたん ふりえき こうむ 利用者負担、地域間格差等により、利用者に不合理な負担、不利益を 被 しょうがいふくし りねん はん らせることは障害福祉の理念に反することであり、あってはならない。 しょうがいしゃじりつしえんほう ほうしゅうがく さいさんれべる にゅうしょしせつけい りょうりつ 障害者自立支援法の報酬額の採算レベルは、入所施設系で利用率 じつりょうしゃ りょうていいん せってい りょうしゃ にゅういんとう (実利用者/利用定員)が90~95%に設定されており、利用者の入院等 りようしゃ にゅういんとう

でいる。 たいおう による 減 算に 対 応 していくために 定 員 を超 過する 等 の 運 営 を 必 要 と しえんすいじゅん でいか かいぜん している。 そこで、定 員 超 過 の 恒 常 化による支援水 準 の低下を 改 善するためには、採 算 ラインを 80%程度と設 定する必 要 がある。 そうすれば、 でいた な 要 がある。 そうすれば、 ではいんすう み かんしょくいん かはい べてらんしょくいん かのう しょくいん かはい べてらんしょくいん かのう しょくいん かはい べてらんしょくいん かのう ことぎょうしゃ りょうしゃ よゆう しょう りょうしゃ ちいきいこう 事 業 者にも利用者にも余裕が生じ、利用者の地域移行についての取り組み かのう はいえいしゃ いんせんてい ぶ あた じぎょうてんかい も かのう も で はん せん てい ぶ あた しぎょうてんかい も で はん せん でい ブレンティブを 与 え、事 業 展 開 への財 源 確保 と モチベーションを高めることが必要である。

くに けいえいじったいちょうさ もと ほうしゅうかいてい おこな 国 は経 営 実 態 調 査 に 基 づき 報 酬 改 定 を 行っている。しかし、多 く ほうしゅう しゅうにゅう げんがく はんい しゅうし あ は我 酬 のみが収 入 であり、報 酬 が減 額 されればその範囲で収 支 を合わせ くろじ こんきょ かいてい ほうしゅう さいげん ひ こま字にするため、その黒字を根 拠 に 改 定 されれば、報 酬 は際 限 なく引き さ かいている。福祉報酬は社会保障費=ナショナルミニマムであり、自助努力の ちょちく りゅう すいじゅん ひ き を 理由に水準を引き下げてはならない。

ひょうだい ほうしゅう しはら ほうしき 【表題】報酬の支払い方式

けつろん 【**結 論**】

- (まうしゅう しはら ほうしき かん しせつけいしえん ばあい ざいたくけいしえん 報酬の支払い方式に関して、施設系支援にかかる場合と在宅系支援 ばあい たいべつ にかかる場合に大別する。
- ざいたくけいしぇん ほうしゅう じかんわ ほうしゅう 〇 在宅系支援にかかる報酬については、時間割り報酬とする。
- すべての報酬体系において基本報酬だけで安定経営ができる報酬 な系とする。

せつめい 【説明】

ほうしゅう にちがくばらい つきばら とうごう してん も けんせつてき ぎろん報 酬の日額払か月払いについて、統合した視点を持ち、建設的な議論

^{ゅってん} に発展させることが肝要である。

しょうがいふくし じっせん にな て じぎょう いじでき じょうきょう しょうがいしゃ 障害福祉を実践する担い手が事業を維持出来ない状況は、障害者のせいかつじんけん あんていてき ほしょう いか ひと しえん じゃうがいしゃ こうふく生活人権が安定的に保障されないことを意味する。障害者の幸福 しょうがい ほしょう しょうがいかんれんじぎょう ひと しえん じぎょう せんたく 追求権が保障されるためには、障害のある人の支援(事業)を選択すじゆう けんり しょうがいかんれんじぎょう こていひ じんけんひ ちゅうしん る自由(権利)と障害関連事業における固定費(人件費を中心に)のあんていてき かくほ りょうりつ ひつよう 安定的な確保を両立させることが必要である。その際、次の三点にりゅうい 留意すべき。

いちてんめ ほうしゅう ざいせいき ぼ ぞうがく ひつようじょうけん しょうがいしゃじりっ 一点目は、報酬の財政規模の増額が必要条件である。障害者自立しえんほう ししゅつすいじゅん こていひそうとうぶん にちがくぶん かさ いめーじ支援法の支出水準を固定費相当分とし、日額分が重ねられるイメージである。二点目は、契約制度は維持するとしても、市町村が障害者の支援である。二点目は、契約制度は維持するとしても、市町村が障害者の支援を保障する公的責任は明確化しておくことである。三点目は、利用者負担でうか の増加につながらないようにすることである。

いじょう かんてん しせつけいしえん ほうしゅう りょうしゃ 以上のような観点から、施設系支援にかかる報酬については、「利用者 こべつきゅうふほうしゅう りょうしゃ こべつしえん かん ひょう じぎょううんえいほうしゅう 個別給付報酬」(利用者への個別支援に関する費用)と「事業運営報酬」 じんけんひ こていけいひ いっぱんかんりひ たいべつ なば ぜんしゃ わり こうしゃ (人件費・固定経費・一般管理費)に大別する。概ね、前者を2割、後者 わりていど 8割程度とする。

りょうしゃこべつきゅうふほうしゅう げんそくひはら ただ りょうりつ 「利用者個別給付報酬」は原則日払いとする。但し、利用率80%をうわまわ ぜんがくしはら いか ばあい りょうじっせき おう ひわ けいさん 上回れば全額支払い、それ以下の場合は、利用実績に応じた日割り計算でじぎょうしょ しはら 事業所に支払われる。

ざいたくけいしえん ほうしゅう じかんわ ほうしゅう 在 宅 系 支援にかかる 報酬 については、時間割り報酬 とする。

げんざい ほうしゅう ほうしゅうほんたい けいえいいじ こんなん かさん はじ 現 在の報酬は報酬本体では経営維持が困難であり、加算により初めいじでき ほうしゅうほんたい もと じぎょうすいじゅん していきじゅん さだ て維持出来る。「報酬本体だけ」で求める事業水準(指定基準に定めらずいじゅん かくほ かさん かさん かさん 本) を確保すべきであり、加算はあくまで、その標準的水準に対する分加価値的なものと位置づけるべきである。

ひょうだい じんざいかくほしさく きほんてきしてん【表 題】人材確保施策における基本的視点

【結論】

- じんざいかくほ しょうがいしゃちいきせいかつじつげん かぎ 人材確保こそが障害者地域生活実現の鍵である。
- しょうがいふくし たい こうてきせきにん しょうがいしゃほんにん かぞく てんか 〇 障害福祉に対する公的責任を障害者本人やその家族に転嫁しては ならない
- しえんしゃ かくほ ちいき こようそうしゅつ 支援者の確保は、地域における雇用創出である。
- じゅうそうてき じんてきしえん ねっとわーくか じゅうし じんざい じゅんかん の 重層的な人的支援のネットワーク化を重視し、人材を循環させる。

せつめい 【説明】

しょうがいしゃ あんてい ちいきせいかつ てんかい しせつ いりょうきかんとう ちいき 害者の安定した地域生活の展開し、施設や医療機関等からの地域いこう じっしつか かぞくいぞん しきさい ねづよ のこ しょうがいふくししさく 移行を実質化するとともに、家族依存の色彩が根強く残る障害福祉施策より、成人した障害者の生活まで家族が抱え込まざるを得ない現実を変えるためには、①労働及び雇用・日中活動の場、②居住の場、③所得保障、 しんてき ささ え、⑤保健医療の5つの分野が一定の水準で確保される ひつよう じんてき しえんたいせい かくほ こんかん 要があり、人的な支援体制の確保は、その根幹である。

にんげん にんげん ふ あ はーそなる しえん かいかく せいこう 人間と人間の触れ合い、パーソナルな支援こそが改 革を成功させるたきーヤーワードであり、そのため優良な「人材」の確保が地域生活の成立 はいっちゅうけん ひと ひと かんけい きほん じんてきしえんさく すいこう 条件である。人と人の関係を基本とする人的支援策の遂行にあっては、親を中心とする家族に責任が転嫁されないよう、障害福祉の「公的責任がんそく めいかく ひっよう せいじん しょうがいしゃ せいかつ かぞく げんそく めいかく ひっよう せいじん しょうがいしゃ せいかつ かぞくの原則」を明確にする必要がある。成人した障害者の生活まで家族が げんじつ なか かぞくしえん しゅうよう しさく はしら 抱え込まざるを得ない現実の中で、「家族支援」も重要な施策の柱である。

ほんかくてき じんてき しえんさく せいこう おおはば じんいんぞう 本格的な人的な支援策を成功させるためには、大幅な人員増がひつよう ろうどうせいさく かんてん しゃかいふくし ごび必要である。そのことを労働政策の観点からみると、社会福祉を志それかもの みらい ひら こようそうしゅつ しつぎょうかいぜん おお やくわり はっとする若者に未来を拓き、雇用創出・失業改善に大きな役割を果たすことになる。

ちいきそうだんしえんせん た ぐるーぷほーむとう ちいきしえん そしき しょうきぼ 地域相談支援センターやグループホーム等、地域支援の組織は小規模であ じんざいかくほ かんてん をほかたんり人員にも限りがあるため、人材確保といった観点からも、他機関との もんけい もと しえんじん かんごし けーすわーか ひっよう まう じん あんけい すれ かんごし けーすわーか ひっよう とう しまんじんしえん おこな ネットワークで本人支援を行うことになるが、受け皿を複数用意しておく とうじしゃしゅたい しょうがいとうじしゃ けんりほしょう じゅうそうてき 本っとが必要である。当事者主体と障害当事者の権利保障を重視し、しょうがいしゃ ちいきせいかつこうちく でき者の地域生活構築のため、重層的なネットワークへの変革がひつよう 要である。

ひょうだい ふくしじゅうじしゃ ちんぎん きほんてきほうしん すいじゅん 【表題】福祉従事者の賃金における基本的方針と水準 けつろん 【結論】

- 〇 障害者の安定した地域生活を支える人材を確保し、また、その人材 障害者の安定した地域生活を支える人材を確保し、また、その人材 ほこ てんぼう しえん けいぞく が誇りと展望をもって支援を継続できるようにするため、少なくともなんれいべつちんぎんせんさす しめ ぜんこくへいきんちんぎんいか 年齢別賃金センサスに示された全国平均賃金以下にならないよう事 ぎょうしゃ てきせつ すいじゅん ちんぎん しはら 業者が適切な水準の賃金を支払うこととする。
- し そのためには、事業者が受け取る報酬の積算に当たっては、少なくと じょうきすいじゅん ちんぎんい か も上記水準の賃金以下とならないような事業報酬体系を法的に こうちく 構築すべきである。

せつめい 【説明】

ふくしじゅうじしゃ ちんぎん ねんれいべつちんぎんせん さす しめ ぜんこくへいきん 福祉 従事者の賃金は、年齢別賃金センサスに示された全国平均ちんぎんいか ばあい おお かこく ろうどうかんきょう ばたら賃金以下である場合も多く、過酷な労働環境で働いている。しかし、そ

のような環境においても、福祉従事者は誇りと意欲を持って障害者支援に取り組んでいる。かような状況において、労働条件等の雇用環境により、働くことを断念することがない賃金水準を確保することが強く求められる。

ほんらいふくしさーびす くに せきむ 本 来福祉サービスは、国の責務として行うべきところを、民間に代行され 来福祉サービスは、国の責務として行うべきところを、民間に代行させている性格を有している。しかも、サービスの向上といった面から、資格しょくいんはいちとう げんかく しばりがあるなど、一般民間事業者が取り得るけいえいごうりか えん せかい と 営合理化などといったことには縁のない世界であるともいえる。

じょうきすいじゅん ちんぎん かくほ 上記 水準の賃金を確保するために、次の二つを含めた実現可能なほうさく けんとう カ策を検討すべきである。一つは、少なくとも年齢別賃金センサスに示された全国平均賃金以下のレベルに陥るような事業報酬は、これをみなお ねんれい そうおう ちんぎん しはら う見直し、年齢に相応した賃金の支払いを受けて働き続けられる事業 報酬体系を法的に構築することである。国としては、一定の条件のもしょうがいしゃふくし じぎょう みんかん ゆだ いじょう とうぜん たんぎょう みんかん ゆだ こうちくとに障害者福祉の事業を民間に委ねている以上、当然のことと考えられる。

ひと こっかこうむいんきゅうりょうひょう ふくししょくほうきゅうひょう きゅうよもう 一つは、国家公務員 給 料 表 の「福祉職 俸 給 表」による給 与しきゅう かくほでき すいじゅん ほうていか 支 給を確保出来る水 準とすることを法定化することである。これにより、ひょうじゅんてききゅうよすいじゅん めいかく いどう さい ぜんれきかんさん ひょうか 標 準 的 給 与 水 準 が 明 確 になり、異動の際にも、前 歴 換 算 や評 価 がょうい きょうつう きゅうりょうひょう もと 容易になる。共通の 給 料 表 に基づくことにより官 民格差が是正できる。

ひょうだい じんざいょうせい【表題】人材養成

けつろん 【**結 論**】

 のであると位置づけるものとする。

- O 相談 支援や権利擁護に必要な障害者の人材確保として、国は びあかうんせら ピアカウンセラーの養成を積極的に支援するものとする。
- くにおよ とどうふけん せいどうんえいしゅたい しちょうそん じんざいょうせい しえん 国及び都道府県は、制度運営主体である市町村の人材養成を支援するものとする。

せつめい 【説明】

しんざいようせい げんばたいけん じゅうし けんしゅうし すてむ きほん 人材養成は、現場体験を重視した研修システムを基本とするべき。かのう かぎ まぐち ひろ と おお じんざい なか てき じんざい さぐ あ 可能な限り間口を広く取り、多くの人材の中から適した人材を探り当て さぎょう ふかけつ けいぞくてき かんけいせい なか にんげんかんけい きそる作業が不可欠である。継続的な関係性の中での人間関係が基礎にあしえん な た せいきこようかんけい なか ちょうき かんけいせい もり、支援が成り立つ。正規雇用関係の中で、長期にわたって関係性を持て しんらいかんけい しょうがいしゃ つく あ きほん ることが信頼関係を障害者と作り上げる基本である。

また、当事者の気持ちにもっとも寄り添えるのは同じ障害をもつ当事者である。そこで、相談支援や権利擁護に必要な障害当事者の人材確保として、また共に生きる社会の担い手としてもピアカウンセラーの養成とそのためのシステムづくりに対して資金を含めた公的支援が求められる。

せいどうんえいしゅたい しちょうそん きぼ だいしょう ざいせいりょく きょうじゃく 制度運営主体である市町村においては、規模の大小、財政力の強弱、 じんこう こうせい がは りなど個々に異なる事情を抱えており、市町村のまんぱわ かくほ む ちいきかんかくさ もんだい かいしょう マンパワー確保に向けて地域間格差の問題を解消するようなきめ細かなたいさく ひつよう 対策が必要である。